

慶 弔 規 程

1 目 的

本連盟会員の慶事または不幸な事故が発生した場合には、祝金または見舞金等を贈り慶弔の意を表すものとする。

2 本連盟の役員が死亡または病気あるいは罹災したとき、弔慰金品、または見舞金を贈ることができる。

・役員には、前任者及び専門委員を含む。

・香典および供花 各 1万円程度

・見舞金(病気・罹災) 1万円程度

3 本連盟の会員(継続10年以上)・称号者会員ならびに役員の配偶者が死亡したときは、弔慰金品を贈ることができる。

・香典または供花 1万円程度

4 会員の死亡に対しては、弔電を送ることができる。

5 本連盟会員が表彰規程2(4)イ. 項に該当したとき、または範士号を受称したとき、祝金を贈り祝賀会を開催して祝意を表す。

6 上記以外で会長が必要と認めた場合本規程を準用することができる。

平成5年4月1日より施行する。

平成 4年 4月 1日 制定

平成 5年 4月 1日 改訂